

[論文]

佐々木吉三郎の修身教育

A Study of Kichisaburo Sasaki's Moral Education

佐藤淳介

Sato Junsuke

大分県立芸術文化短期大学

研究紀要 第54巻

2017年3月

[論 文]

佐々木吉三郎の修身教育

A Study of Kichisaburo Sasaki's Moral Education

佐 藤 淳 介

Sato Junsuke

Abstract. The moral standards of Japanese people changed greatly due to the social change caused by the Meiji Restoration. Along with that, the content of moral education also changed. From the method of lesson that do not use textbooks, they changed to lesson that use textbooks. The educational method which mechanically teaches the goal of morals indicated in the imperial edict of education had drawbacks. Kichisaburo Sasaki thought about a new lesson by improving it. I revealed the teacher problem consciousness of the primary school at that time. And I revealed how the professor of the school was reformed.

1. はじめに

20世紀を迎えた頃の日本の小学校における修身教育の実際について、東京高等師範学校教授であった佐々木吉三郎¹が1902（明治35）年に著した『修身教授撮要』²を手がかりに考察してみたい。

明治維新によって、日本に新しい教育制度が整い、修身科教授もスタートする。社会の大きな変革の中で修身科教授がどのように構築され、改革されていったのか。教育勅語の渙発、生徒用修身科教科書の作成、徳目主義の批判など、当時の教員がその時代にどのように感じ、教育を行っていたのかを明らかにしたい。

2. 20世紀を迎えた社会と道德教育の課題

佐々木吉三郎は『修身教授撮要』の中で、20世紀を迎えた当時の社会と道德教育の課題を「社会の秩序が転覆し、不定動乱、乱雑と謂うべき状態に達したので、殆ど、日本の昔の社会其物が、壊れた」状態であるとして、「道德的宗教的方面から之を觀ましても幾多の志士仁人が思いを悩ますような有様に到達した」³と述べている。

佐々木はこのような状況に至った原因を次のように挙げている。

- ①. 「士道廢れて紳士の道興らず」
- ②. 「西洋の物質的文明の影響」
- ③. 「信仰の打破」

- ④. 「教育風の変化」
- ⑤. 「人を用うるに才を論じて徳を以てせず」
- ⑥. 「権利思想の誤用」

それでは順を追って、その主張とするところを整理してみたい。

① 「士道廢れて紳士の道興らず」

佐々木によれば、社会の混乱、とりわけ道德の混乱は近世社会の中心的な武士の「制裁」が失われたことを原因とみている。武士の「制裁」とは部位の生き方を規定する道德であり、いわゆる武士道を指している。武士は「君公の馬前に討死にすると云うことを目的として、実業上のことを卑しめ、金銭のことを言うを恥として居りました、彼等は只管此武士道と云うものを以て（多少偏しては居るが）、廉恥を重んじ、忠愛の念も厚うし、仁義の道を大切と心得、それで、以て、此日本の士（もう一つ言換えて見れば、大和魂）と云う氣象を以て、社会の大なる制裁として居った」しかしながら、それが明治維新後であって「恒産を失うに至りました、そして、所謂、恒産なければ恒心なしと云う、有様になり、背に腹は換えられぬで有りますから、忠義、廉潔を口にして、制裁の力になって居った処の士が此警句を実験する様になっては、最早日本の社会と云う者は、吊り糸の断たれた紙鳶である、かように、一方に、廢藩置県など云う大變動が現れたと同時に、他の方面に於て、旧来の風習が、色々と変わって来た」のである。

武士がそのような状況であるから農民商人町民の世界もまた実力主義の世界となり「意気軒高、一攫千金、一躍登門と云うような有様を現出するに至りまして、社会に、秩序的の訓練と云うものがなく、又、習慣と云うものがなくなって仕舞いました、つまり、したいことは、何でも為得る、腕次第で、何にでも成れると云う、妙な社会」となり、「日本の社会と云うものは、大變動を来し、幾らか山師根性、或いは、此覇氣縦横と云うような時代になりましたので、旧来の仕来りと云うものは、到底一文の値打をも現すことの出来ない時代いわゆるアフクレールングの時代（一洗時代）を現出した」⁴と指摘している。

そこで、佐々木は今日、武士道に変わる「平民道德」の確立の必要を説いているのである。「平民道德と云うものは、必ずや、武士道を加減して、新たなる社会に適合するように、折衷調和しなければなるまい」として、「吾々は「此武士道既に廢れて紳士の道未だ興らず」と云う、過渡の時代に居る間であるから、今後、武士道と紳士道との調和は、如何になるべきか、又、も一つ広く考えては、西洋の社会を見、日本の社会を見、二十世紀に於ける、日本の社会は、斯くあるべしと云う理想を立て、新日本国民の理想は、如何なるものであるべきかと云うことを、今日、最も著実に、最も真面目に、研究を要する」⁵と述べている。

② 「西洋の物質的文明の影響」

明治維新後に日本社会が變動した理由として、次に佐々木は「西洋の物質文明の影響」を挙げている。はじめに物質文明に至る以前は「日本では、従来、非常に賤しんで居った者が、案外貴ばれるようになったのである、金銭を汚らしいとして、箸で以て摘んだと云う話すらもあつた国民が、却って、金銭の為に、自分の思想を束縛せらるるようになった」と述べ、「政府も、人民をして、金を愛せよと奨励したような傾向があつたと謂われるで有りましょう、斯の如くにして上下を通じて、此物質的方面を重んずるようになつ

た」、と指摘している。そして「近頃では、実にコンミッションとか、イヤ賄賂だとか云うものが、殆ど、資本の一に数えられ、又、公の事業を営むにも、殆ど公然の秘密として、斯様な汚はしきことを行うようになったのでありまして、是は、如何にもして、我々は、大に矯正しなければならない、三十年前の武士の倅が、斯まで見下げた人間になったかと思えば、如何にしても、新日本の国民たる者は道德問題を、最も著実に、最も真面目に研究しなければならないと云うことを感ずる」⁶と述べている。

③ 「信仰の打破」

次に佐々木が指摘しているのは「信仰の打破」である。明治維新による極端な社会変動は従来の宗教・信仰の風習にも大きな打撃を与えており、弱肉強食のすさんだ社会風土となってきたことを次のように指摘している。「我が日本の社会の変遷が激しい余り、殆ど従来の総てのものが、何等の値打をも持たないものと思われ、信念は、毀たれ、経伝は、捨てられて仕舞ったので、之が為に、所謂「為ざる処なき国民」となった、所謂「人世信を棄てなば、至らざる所なし」で、世の中に恐い者がなく、自らを顧みて、反省せしむべき所以のものがなくなった以上は、其至る所や知るべきのみであります、今日の社会は、実に信仰のない極、表面を流れて、其日其日の間に合せよと云うことで満足し、極端な弱肉強食の社会に変じたので、此社会を改良して悲むべきものの中、最も悲むべき信仰の打破を救済し、真の信仰を、国民の心の奥底に据えるものは、誰人であるか、苟も、国家の前途を想う者は、此方面に向って、適當の善後策を講じなければならぬ」⁷

④ 「教育風の変化」

次に、明治に至って、大きく変化したものとして教育の内容方法を挙げている。「明治維新前の教育の仕方と、今日のと較べますならば、余程違う」「今の、所謂教育者など云うものは、子弟の感化と云うことに、どれ程重きを置いて居るかは、実に、維新以前の学校と、全く反対したものであると謂なければならない、維新以前の教育は確かに、今日の意味に於ける、学校とも謂われぬ程のものであった、彼等は、決して、ペスタロッチー氏の本を読んだことはないのである、決して、ヘルバルトの五段階教授法を知らないのである、彼等の校舎は多くは、吉田松陰のそれの如きものであった、吉田松陰の塾とは、台所三畳座敷七畳位のアバラ屋であった、彼等は決して、学校医を置かなかつた体格検査表をも作らなかつた、併ながら、彼等は、確かに、其子弟を教育したのである彼等は、人物を養成したのである、彼等は、決して、学校警察なるものを主張しなかつたのである、学生墮落という声を叫ばしめなかつたのである、然るに、今日の学生は、実に、醜穢極まる事件を以て、新聞紙の三面記事を占領して居るのである」として、明治以降の教育が招いた欠陥を指摘している。そしてさらに具体的に「維新以前の教育と云うものは、支那聖賢の教えを本としたものであって、之に本邦固有の道を加え、忠孝、節義、武勇、廉恥等を以て、教育したものでありましたが、廃藩のときに、全国の学校を閉鎖いたしまして、一時、暗黒の世界になったのでありまして、次に起りし、今日の教育主義と云うものは、言わば、身を立て、産を興すと云う主義で、忠孝、節義などと云うことは、余り言わなかつた、西村茂樹翁が、会て「明治四年の頃、太政官が学制を頒布したときに、滔々として数千言を費しましたが、一も忠孝節義の言を見ない」と言うて居られたが、如何にも、其通りであつて、従来の教育主義とは、非常に其間に変動を来したのであつた、そこ

で、封建時代の教育は、儒道と云うものを以て、方針として、其信仰する所を定め、或は、積奠の礼と云うものを行って、一つの道を以て、己の精神を貫徹することを努めたのであったが、明治以後の教育は、少しも、斯くの如き設備がない、昔の発育は、道徳を本として、芸芸と云うものを末としたのである、ところが、西洋の教育法は、即ち、智、徳、体の並列である、而も、智育、体育と云うものには、一定の教科書があって、教育の方法も備って居ったが徳育と云う方は、教科書もなければ、教える方法も一向備わらない、と云うので、実に、明治の時代になりまして、一時、道徳上の暗黒世界と云うものを現出した⁸と述べるのである。

⑤ 「人を用うるに才を論じて徳を以てせず」

次に、佐々木は「人を用うるに才を論じて徳を以てせず」として、社会全体が道徳に対して関心が薄れてきている現象を批判している。「国の将に興らんとするや忙しい、故に、芸能の士を待つと云うことが厚いのである、日本の社会は、確にそうであった、一方に非常な急激な変動があるからして、一芸一能の士が、縦しんば、道徳上の排斥を値するものであっても、尚廟堂の上に立って、其芸能を發揮することを得た」「道徳なんぞ云うことは、働きのない人間の口にするもので、大功は細瑾を顧みず、であるとか、云うような論鋒を喜ぶに至った」「多少其地盤が固って著実な進歩を執るべき時代になったならば、斯る臨時的過渡的の仕方と云うものは、必ず改正をしなければならぬ」「今後の社会は決して、然るべきものではない、今や、不道徳なる働き手と云うものは、次第に排斥せられて、天の一方に反響の音がきこえ道義問題を呼ぶ時代となり、禁煙令の発布時代となったのであります、娼妓自由廃業の時代となり、公德養成方案の議せらるる時代となりました、斯る時代には、我々教育家たる者も、亦道義上の献策を為さずして可ならんや」⁹

⑥ 「権利思想の誤用」

最後に、「権利」が高く謳われるようになり、それが度を越して、「権利」の濫用の風潮の或ることを次のように指摘している「西洋に於ける思想、殊に、個人の自由と云うものを、頗る重んじて居った西洋現代の思想と云うものが、ドシドシ、我邦に這入って来まして、中には、社会契約論流儀の絶対的個人自由主義などを味わう者があるようになってから、自由とか、平等とか云うことを、口真似して或は、議会開設の建白書となり、言論の自由論となり、あらゆる方面に其思想其信仰、其権力と云うものを、自由にしようとする考が起って来ましたと同時に、道徳と云うよりは、寧ろ其法律と云うものが、実に人間の使わべき確かな法則であると思うようになった」「権利の思想が、普及するのは、或る度までは、喜ぶべきことであるが、之を誤用して、殆ど社会と云うものは、道徳の制裁という考えは要らぬもので、ただただ、法律を以て治むべきものであろう、と云うような、妄想をすら逞ましようするに至って、日本の歴史上に汚点を留めた」「日本の歴史は、決して、新たなる二十世紀の世界を作るに適しない人間だと云うことは示さない日本人だとて、もともと、決して、悪魔の子でもない、我々の教育に依って、天晴此混濁せる社会を改良して、東洋の君主国、二十世紀に於ける、新たなる紳士として、恥しからぬ者を養成して得るものと信ずる」¹⁰

3. 修身科の特設の可否をめぐる考え

1890（明治23）年10月第2次小学校令が公布され、それを受けて1891（明治24）年11月に「小学校教則大綱」が定められた。その内容は、「小学校教則大綱」に「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ趣旨ニ基ヅキ児童ノ良心ヲ啓培シテ其特性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨とす 尋常小学校ニ於イテハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊皇愛国ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ 高等小学校ニ於ハ前項ノ旨趣ヲ拓メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ務ムヘシ 女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ 修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員ノ身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメンコトヲ要ス」とあるように、教育勅語の徳目の教授を中心とするものであった。

同11月には文部大臣大木喬任が「修身ニ於テ多数ノ教員ノ脳裏ニ一任シテ教科書ヲ定メサルカ如キハ其当ヲ得サルモノトス」と「文部省訓令」で示したことから、今までの修身科の教科書不使用の慣例は改められることとなった。これを受けて、1891（明治24）年、「小学校修身教科用図書検定標準」が示された。実際の検定教科書が出されるのは1894（明治27）であるが、これによって、修身科の授業は口授法から教科書法へと本格的に転換することとなったといえる。

実際、この時期の修身教授は「小学校教則大綱」に示されていたように「近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証」して行われていたものであろうが、口授法から、教科書法へ次第に転換していたことによって、教育勅語の「孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等」に見られるような徳目の解説に重点が置かれるようになっていったものと考えられる。

そうした状況の中で、修身教授が徳目中心的であって、言い換えるならば、知識中心になってしまって、其の効果が上がっていないのではないかと批判されるようになっていったのである。そこで、起こったのが修身科の特設論争と言うべき問題であった。その議論の趣旨は、道德教育は修身科という1科目を設けて行うべきであるのか、寧ろ学校教育全体で行うことがよいのではないかと、という物であったといえる。これは、戦後の「道德の時間」の特設となった議論を先取りしていたものであったといえよう。

さて、この修身科を特設すべきかどうか、という当時の問題に対して、佐々木は訓練論との関係を強調して、その必要を論述している。

それでは、佐々木の考えを『修身教授撮要』に沿って、整理してみよう。

佐々木は、「我が日本に於ては今日修身科と云うものを設けて教授をして居りますけれども、昔にあっては、矢張り、別に、修身科と云うものを独立しては置かなかつたので、総てのものが修身科であると言うことも出来れば、或は、修身科と云うものはなかつたと言うことも出来るのである」と、歴史的に見れば、道德教育は学校教育全体で行われてきたものであって、特別な時間として「修身科」というような時間は無かつたことを挙げている。そして、世界を見て、道德教育を行っている国としてフランス、イタリア、ベルギーを挙げ、それを宗教教育で代替している国としてドイツ、イギリスを挙げている。

修身科を宗教教育で行うことに関しては、「私は道德教授というものと、宗教教授とい

うものとは、自から其見方を異にしなければならぬものだと考える」¹¹「宗教教育のみを以て、道德教育をも兼ねしめようとする考は、我々人間の間を規定するのに、我々と神との関係を以てせんとするもので、斯る方法は、我々の賛成せざる所である、我々は我々人間間の間をも、間接の意味に於ては、神の示現であると考え得るけれども、神に対する考と、同胞に対する考とは、自ら其性質を異にするものと見るのが、適当であると信ずるのである」¹²と反対の立場を示している。

次に、徳は教えられるかという考え方に対しては、「徳は、矢張りある度まで、教え得るものである、夫であるからして、修身教師というものが、仮令んば、単に智識教授に過ぎないものと見做しても、道德教育上、充分の価値があるものである、況んや、吾々の所謂修身教授というものは、単に智識教授のみに止まらないで、之を貫くに情的活動を以てし、之によって、意志に影響を与えんとするものである以上は益々効能の多いものと云わなければならない」¹³修身科が知識教授の一面のあることを示している。

また、道德教育に関しては、学校全体で行うべきであるという考えに対しては「特別の一科を置かないというと、道德的陶冶というものが、極めて偶然的なもので、極めて散漫なるもので従って、又極めて断片的なものになって仕舞うもので道德的の智識としても、甚だまとまりのない、到底一大勢力となって、影響するようなまとまった思想とはならず、況して感情という方面から見ると、殆ど駄目である、子供は、毎も道德経の抜き書きでも読んで聴かれるような気がするに止って、夫に対して感奮興起するというような、温かな感情を養うことは、到底出来ない、それであるから矢張り、道德教育を直接の目的とする一学科を置いて、他の学科は道德に対しては、間接の目的を有し、機会ある毎に、之を助成するというだけにしたいつもり」¹⁴と反対の立場を明らかにしている。

さらに、佐々木にとって、小学校における修身科教授にはそれに見合った訓練があつてはじめて完成されるという考えがあつた。「高等なる学校に於ける倫理学教授とは、異なつて居る、単に智識教授ではなくして、之に加味するに、情的活動を以てすべきものである、即ち道德に対する興味を養成するものである、たといこれだけで善人となり終ることはないにもせよ、善人となるべき十分の萌芽を得させるのである、只此上に、訓練というものが加わりさえすれば、それで完成するものである」¹⁵

4. 修身教授の変遷と佐々木の評価

次に、佐々木が、わが国の道德教育の変遷をどのように捉えていたかについて述べてみたい。佐々木は、わが国の道德教育を次のように5期に分類している。

- 1) 第一期 徳川時代 経伝時代
- 2) 第二期 明治時代 洋学輸入時代
- 3) 第三期 明治時代 和漢洋漸化時代
- 4) 第四期 明治時代 訓言時代
- 5) 第五期 明治時代 徳目反復時代

①「第一期 徳川時代 経伝時代」

ここで佐々木が「経伝時代」と呼ぶ江戸期の道德教育は、実際のところ、『修身教授撮要』を著した頃においては、多くの成人が、自身体験してきた初等教育であつたことに注

意する必要がある。幕末期とはいうものも、通常の教育は寺子屋の手習いであり、読み書き算術がその中心であって、そこで行われる教育そのものの中に、今日いう道徳教育があり、そこでは、四書五経をはじめ、益軒の訓話や心学の道話などを以って教導が行われていたのである。「徳川時代になって、初めて今日のいわゆる教授と言う意味に利用せられてきたのであります、そして、経伝は初歩のものに難しすぎて、子供の頭に入り難いところから、益軒の十訓のようなものや、または心学道話などというようなものが著されて、なるべく通信的に、平易に、説き聞かせるということまでに進歩したのであります、要するに、その唯一の根拠というものは、やっぱり、孝経とか、四書とかいうようなものであった」¹⁶

②「第二期 明治時代 洋学輸入時代」

「洋学輸入時代」とは、1871（明治4）年から1879（明治12）年をさしている。

この時期について、佐々木は次の教科書を紹介している。

箕作麟祥訳勸善訓蒙 三冊 1871（明治4年）

箕作麟祥訳勸善訓蒙 八冊 1871（明治4年）

福沢英之助訳訓蒙教草 一冊 1873（明治6年）

和田順吉訳勸懲雑話 二冊

神鞭知常識修身談 一冊 1878（明治11年）

これらの教科書について、佐々木は、「まず、この頃の本は、無論生徒用ではありませんで、ことごとく、教師用であります」「勸善訓蒙や訓蒙教草などは好模範であってまず西洋あたりの修身的的美談とも言うべきような、お話を書いて置いて、そうしてその仕舞に格言などを出していると言うようなやり方ではありますが、これはともかく第一期のような、ただほとんど徳の解釈時代とも言うべきようなものと比しては、確かに、一段進歩したものであって、この前の時代では、貝原益軒のごとき、よほどまで平易に一般人民に分かるように教訓をして聴かせようとしてた人ですらも、ややもすれば徳の解釈風に流れる、すなわち、演繹風に流れると言う非難を免れなかったのを、ここで一新して、いわゆる、今日の修身教授の初歩を開いた」と述べている。

そしてさらに、「例話といふても、もとより翻訳でありますから適切にはいかなかったということでもあります、それで、この期が第一期と異なるところは第一期において、従来、順序もなく、徳の解釈をして聴かしておいたのを、この時期に至って、はるかに平易に、しかも、多少子供の耳に入りやすいような、子供らしい話と教訓とを用いるように改めたというにあるのであります」¹⁷と評価している。

③「第三期 明治時代 和漢洋漸化時代」

「和漢洋漸化時代」とは、1878（明治11）年から1882（明治15）年をさしている。

この時期の修身科教科書としては、次のようなものを挙げている。

木戸麟修身説約 九冊 1878（明治11年）

宮内省幼学綱要 七冊 1881（明治14年）

山名留三郎錦絵修身談 六冊 1882（明治15年）

山名留三郎小学初等修身幼訓 一冊 1882（明治15年）

これらに対して、佐々木は「この時期の修身書も、いまだ生徒用教科書の体裁を備えた

ものがないという点では、第二期と同一であります、ただ前の第二期と違うという点は、第一には、単に翻訳でなく、多少自分で案を立てて日本の事情に適するようにしようという考えを入れて、体裁を西洋に取り、実例を和漢に探るということに努めたことと第二には例話に重きを置くようにした¹⁸と述べている。

特に「幼学綱要」については、「道徳を二十の項目に分け、各項目の下に簡単なる道義の解釈をなし、その次に格言をぞろりと掲げ、(格言はご承知の通り、主に四書五経、孝経のようなものから取った支那流の格言を、しかも漢文で書いたもの) その次は、本文とも言うべき部分になりますが、これは、例話だけを載せて置いたものであります、その実例は日本の材料が百十に対して、支那の材料が百十九の割合であります、これは第一期の支那流儀、第二期の西洋流儀に比較しますと、第三期は、よほど、日本的になってきた¹⁹と評価している。

この期の全体的な特徴としては、①「実例を用いたこと、これは、第二期より萌した考えであって、良い考えであります、つまり、児童の興味を喚起し、ただ斯くなすなかれと戒むるのみならず、多少その理想というものを示して、自らこれに倣わんとする模倣の動機を利用する点において、在来の教材よりも、はるかに進歩したものであります」②「実例を和漢に取られること、これを西洋の実例に比するに、一層耳に入りやすいということが言われましようし、また一方に偏しないとも言われるので、着眼はよろしい、もちろん、その方法の細かなところになりては、不完全なることを免れません」③「奇怪な談話を載せないで、大概事実になっている事のみを取ったようなことである」④「修身説約の如きは、寓言または昔話のようなものに始まって、漸く日常児童生活に近い実例を示し、次第に道徳的観念を広めてから実践の工夫を為さしめたこと、これはよほど、進歩しているものであります、かえってこの次の時代になるというとむしろ退歩したような感があるのであります」⑤「この時期において初めて修身の教授が日本的のものとなったということ」⑥「徳目を分類して多少組織的にせしこと」を挙げている。²⁰

しかしまた、「幼学綱要にしても、格言を取るのに、支那の格言ばかりを取ったとか、あるいは、その実例は、子供には、高尚で、理解せられないものが沢山あるとか、あるいは、なお演繹的の風を脱しなくて、格言から事実に行かしているとか、またその事実は、ほとんど、孤立無関係のような感があるとか、これらを考えてみると言う、心理学上の法則に合わぬことがずいぶん多い、子供というものを本当に理解しておらないと言わねばなりません、したがって、大人が初めて学ぶものとしては、あるいはどうかも知れませんが、子供の学ぶ方法としては、未だ適切を得ておらない²¹と批判も行っている。

④「第四期 明治時代 訓言時代」

「訓言時代」とは、1883(明治16)年から1886(明治19)年をさしている。

この時期の修身科教科書としては、次のようなものを挙げている。

文部省小学作法書 三冊 1883(明治16年)

文部省小学修身書(初等科) 六冊 1883(明治16年)

文部省小学修身書(中等科) 六冊 1883(明治16年)

亀谷行簡易修身書 五冊 1884(明治17年)

山内賁和漢修身書 十一冊 1886(明治19年)

安部浩蔵修身彙訓 七冊 1886 (明治19年)

亀谷行修身児訓 十六冊

この時期になると、はじめて生徒用の教科書が出されている。佐々木も「従来の修身書というものは、実は教師の参考用として世の中に出たものであって、いわば教授法を教材の上から示したものに過ぎません、いわゆる今日の教師用の方だけしかなかったのであります、しかるに、この期に至って生徒用の修身書が著されてまいりましたから、これだけでも、一期を画する」²²とその意義を評価している。文部省によって編纂されたこの修身書・作法書は生徒用の教科書として、この後に出版される教科書の原型となったものといえる。そしてこれらの教科書が直接生徒用に編纂されたことから、その内容が生徒の発達段階や興味関心に配慮したものであった。これは以前の修身科教科書との一番大きな相違点であるといえる。佐々木も「格言のみならず、日本の古歌とか、俳句とか、もしくは俚言などを入れたり、また、西洋の金言なり俚言なりを取り込んだりした事はよほど良い考えであります、前期までは格言というものは、まことに窮屈な支那の教えを勧めるということに限っておりましたが、それが、一層平易な、要な格言になってきたのは、これは確かに一段進歩したものであります」と述べ、また、この期の教科書は前期の比べ格言などにも一層、日本のものが加えられていること指摘し、「また元は支那から出たものでも、日本文に訳して書き延したと言うことは、一歩だけ心理的に近づいたものだということができます、それで前の期においては例話の中に日本的なものを加えたのが一段の進歩であったが、この期においては格言にも日本的のものを加えたという事は、また一段の進歩であろう」²³と評価している。

しかし、一方で、佐々木はこれらの教科書に対しては「全編一個の教訓集格言集である」「しかも、その順序は、よろしくない、児童が理解しやすいものを先にし、否らざるものを後にしたことは、いうてありますけれども、実際は、そう行っておりません、かつその数も雑多である、また冗漫である」と批判をしている。教訓・格言を多く並べ立てて、しかもそれらの配置がよくないというのである。この教科書の使用に当たっては、教訓・格言の授業をする際、教師がそのつどそれに適した実例実話をあげて説明するように指示されていた。しかし、実際、教訓・格言にあわせた都合のよい話を断片的に話しても教育的な効果はあまり無かったものと思われる。佐々木は「格言はすでに乱雑であるから、それに調子の合うような事実を選ぶということにしてみれば、事実も、したがって、乱雑な選び方でなければならぬまい、雑多なる、また冗漫なる格言に調子を合わせようとするれば、到底短い教授時間にはできる話ではななかつたろうと思います、それでなぜ生徒用としてももう少し面白味のある方法を探らなかつたのであろうか、またなぜこんな格言集のようなものを採ったのだらうか」と批判している。また一方で、こうした教科書になってしまった理由を次のように分析している。「もし一々実例を挙げてしかるのちに格言に及ぶようにして、そのやり方を一切漏らさず書こうとしたならば、なかなか小冊子の能するところではなくして、しかもそういう本を生徒に持たして、これを読ますことにすれば、これは読書教授そのままのようになってしまう弊がある、そこで、教訓も実例も、格言も、ことごとく備えるということは難しいから、色々苦心して、教訓や格言のみを記載しておこうか、または事実のみを記載しておこうか、どちらかの途をとらねばならぬという

ことになりました」

佐々木は、修身科の教科書というものが、こうした教訓集・格言集のようになってしまふ原因を次のように述べている。「われわれ昔からの習慣として、道德の教えとしいえば何か格言らしいものでも印象して、それから、知らずしらずの間に、道德的感化を受けるのである、それで格言というものは、良心を啓培する上にすこぶる重要なものであるという考えなどもあったのでありましょ、そんなことからして、生徒用は、宛たる一個の教訓集、格言集と成り果てた」そして、「こんな論法からして、かの四書や五経にある格言でも、暗記的にやって置きさへすれば、後で、大人になってから思い合わせて発明することがあるものであるなどということ言い出すことになる」と、教訓や格言というものを児童の頭にさえ入れておけば、そのときは理解できなくても、後々理解してくるという考えを批判している。²⁴

⑤「第五期 明治時代 徳目反復時代」

「徳目反復時代」とは、1892（明治25）年から1895（明治28）年をさしている。

この時期の修身科教科書としては、次のようなものを挙げている。

重野安訳編小学修身 四冊 1892（明治25年）

重野安訳編小学修身高等科用 四冊 1892（明治25年）

東久世通禧編小学修身書 四冊 1893（明治26年）

東久世通禧編小学修身書高等科用 四冊 1893（明治26年）

末松謙澄編小学修身訓 四冊 1894（明治27年）

末松謙澄編小学修身訓高等科用 四冊

学海指針社皇民修身鑑 六冊 1894（明治27年）

渡邊政吉編実験小学修身書 六冊 1895（明治28年）

渡邊政吉編実験小学修身書小学高等科用 八冊 1895（明治28年）

佐々木はこの時期を「徳目反復時代」と呼ぶ理由について、次のように述べている。

「今日の小学校令は、明治十九年以後、そう大した変化はないとみて差し支えありません、ことに、十九年の小学校令と二十三年の小学校令とは、大同小異であったのであります、それで、十九年の初め頃は、第四期の余勢がなお残っておりましてやっぱり主として教訓的の文句があつて、ところどころにわずかの実例を挟んだようなものでありましたが、それが次第に変化し、道德の名目と言うものを大体の骨子として、それにいくつかの例話をつけ、そして、格言で概括するというような方法を採用ようになったのであります、そしてその徳目を年々繰り返して、ただ実例を取り換えるという方法であります」²⁵

この時代の教科書の特徴に関しては、「各徳目ごとに教訓と実例と格言との三つを併せ記せること」「礼儀作法等をも材料に採用し、下級者に向かつては、特に絵図の助けを借りて作法を知らしめ、また上級に至つても、所々に絵画を挿んで、理解を助け、感興を深くことに注意したること」「環状教案に従つて、徳目を反復しおること」の3点を挙げている。²⁶

徳目中心の修身科教科書が出されは背景は、前述のとおりであるが、こうした教科書について佐々木は「なぜ、このように、徳目に重きを置き、それを反復するような本ができたか」といふと、実は明治二十四年文部省令第十一号小学校令などに基づいているものであ

ります」法令がこのように徳目を数え立てたものであるから、その趣旨を貫くには、やっぱりこういう徳目によったがよかろうと考えたものであって、どの本を見てもやっぱり、孝悌、友愛、仁慈などというような具合に、徳目を排列して、それを標準として、毎年毎年そういう同じ徳目によって繰り返し、そのたびごとに一つか二つの例を引いておくということにしたのであります、それで、偶然かもしれないませんが、法令がこのような徳目を毎年毎年繰り返すというようなふうなものを作らしたのでありますね、それでこの方法は、われわれはあまり好まぬ方法であります、しかしこれを前期にくらぶればよほど進歩したものであるということができると一定の評価を与えている。

さらに「省令では、濫りに教科書のみを依頼すべからざることや、また、その人物も、あまり奇矯に失して中庸を失ったような者をば、なるべく避けるようにという注意などもありまして、いろいろ前期よりも進歩した点が認められるのであります」と指摘し、この時期の教科書に対しては「生徒用として実例を挙げたとか、あるいは、画を加えたとか、あるいは礼儀作法などのことも適当に材料の中に取り組んだとか、一体に、文章を平易にしたとかいうようなことは、確かに進歩したものとといわれるのであります」²⁷とその改良点を評価している。

しかし、一方では、「徳目を繰り返すこと、・・・その徳目によりて必ず二三の例を挙げることにしたために、実例の数が非常に多くなってきて、徳目を完備にせんとすればするほど、いよいよ、その数が殖えてきて、いよいよ混雑を惹き起こすというような弊害が起りました」²⁸と批判している。

5. 徳目主義に対する批評

佐々木はいわゆる当時の修身科教授の「徳目主義」に関して、徳目は抽象的で幼年の児童には適しないこと、徳目にしたがえば、教材が断片的になること、徳目の区別に迷うことがあること、徳目にしたがって配当すると、固有名詞の羅列となることの4点を指摘してそれを批判している。それでは順に、佐々木の批評を見て行きたい。

1) 徳目は抽象的で幼年の児童には適しない

はじめに、佐々木は徳目の抽象性に批判を向けている。徳目は一つの抽象化された概念であって、「概念は、一つの抽象されたものであるが、元来、抽象するというのには、まず、抽象される材料が、沢山なければならぬ」のであるが、「子供には、それらの材料がないのである、それで、我々が、小さな子供に徳目を云々して、それによって、教えを立てるということは、まだ概念も無い者に概念を示し」「材料のないのに、ムヤミに抽象的のものだけを教えることとなり、その結果は、修身教授というものが、無意味の名号を唱えるような弊に陥って、なんだかわからないが、ただありがたそうに繰り返されるという弊に陥ります」²⁹と述べている。

2) 徳目にしたがえば、教材が断片的になる

一つの徳目が示され、その概念を教授しようとするれば、それを例証する必要が生まれる。丁寧に例証しようとするれば、その数もしたがって増えていくことになる。ところが、実際の授業では時間の関係もあり、多くの例証を挙げるわけにはいかないため、どうしても断片的な解説になる。つまり、一つの徳目に対して、断片的な例話が示され、次の徳目

に移っていくといった教授になりがちであった。このことに関して佐々木は次のように批判している。「ある人の孝行した話を、ちょっと持って来るかと思うと、また、他の人が孝行した場合を、ちょっと持って来る、まるで、活きた人間の活動の全体を、引きちぎって来て、孝行に属する部分だけとか、報恩に属する部分だけとか言うように、格段な一局部だけを、拾い抜きに授けることとなって、いわば、完全な身体の中から、髪の毛一線、指一本だけを紹介しておいて、そうして、その人の全体を、すべて推量させることをやるようになるのであります」³⁰

3) 徳目の区別に迷うことがある

次に、多くあげられているそれぞれの徳目の関係性について、次のように述べている。「孝行と孝悌は、どれだけ違うのであるか、信義と、正直と、誠実と、どこが、どれだけ違うのであるか、礼敬というのと、恭謙というのとは、どれだけ違うのであるか、正直と廉直というのと、どれだけ違うのであるか、廉恥と廉潔とは、どれだけ違うか、勤勉と孝行とは、ある場合には、一致するのではないか、勤勉と儉約とは、どうであるか、正直と廉潔とは、ある場合に、一致しておりはしないか」「徳目というものは、誠に曖昧なもので、独り、子供らが了解に苦しむのみならず、おそらくは、それを教えている教師自身すらも、問い詰められるれば、明瞭な答えができぬというものであるまいか、してみれば、濫りに、徳目というものを標準にして、これを数え立てている方法は、子供の頭を錯乱せしめないようにはできない」「それら諸徳をいかに次第し、いかに判別し、いかに組織し得べきか、子供にはできない否、教育者自身すら、困難に感ずる」³¹このように、実際の教育の現場において、生徒が、教師が、十分にそれを理解できていない現状を指摘している。

4) 徳目にしたがって配当すると、固有名詞の羅列となる

一つの徳目に対して、一つの例証となる人物を挙げるような指導法が薦められていたが、それに対しては「徳目を主題と立てて、これを本として、例証として、人を引いてくるという事は、不都合なこと」と批判している。「徳目というものを先に数えて、それ孝行の徳にあたる人々はダレダレであるといつて、その人々の孝行にあたる一部分だけを切り抜いて、いわゆる切り抜き通信流儀に、ぽつぽつ持って来て紹介するというのとは、甚だ効能が薄いということは、前に申したとおりで、実は、その人間というものは、孝行であるばかりでなく、忠義でもあり、正直でもあり、勤勉でもあって、それらの事柄が錯綜しているのが、自然であって、その錯綜せるものが、総合されて、一個の慕わしい人格が出来るのであるから、あらゆる方面から、その人の近づきになってこそ、ああ、その人が慕わしい、そういう人になりたいという気にもなる」「徳目というものを標準にして、修身の教授をしようと思えば、その結果単に知識教授としてすらも、すでに失敗するものである、いわんやです、かかる断片の知識を持って、道徳的情操を養うなどとは、もつてのほかなことであると申さなければなりません」³²

おわりに

明治維新による社会変革で日本人の道徳価値基準が大きく変化した。このようないわば混乱の中で、新しい教育制度による修身教授もスタートする。佐々木が『修身教授撮要』

を著した明治35年頃は、教育勅語が渙発されて、それに伴う徳目主義の教育が始められ、それが軌道に乗り始めた時代である。生徒用修身科教科書が定着して、教科書を使用した授業が行われていた。そのような時代の実際の修身科教授は、またその教育内容・方法にさまざまな問題があったといえる。佐々木は、それらに対して分析を行い、さらに時代にあった修身科教授の内容・方法を考案していた。明治期の修身科教授がどのように構築され、改革されていったのか。当時の教員の目線から見直し、彼等が立ち向かった姿を明らかにした。佐々木は大正新教育の先鞭をつけた人物である。『修身教授撮要』の出された翌年には『訓練法撮要』³³を著している。ここでは触れなかったが、ヘルバルト派教授法の導入・批判から大正新教育に向った彼の考え方が、修身科教授法の中にも現れていたといえよう。時代はこれから皇民教育が進められ、修身科教育も大きく変化していくことになる。本論では、そのような時代の修身科教授の実際を考察した。

¹ 佐々木吉三郎は1872年宮城県に生まれる。1894年宮城県師範学校附属小学校訓導、1895年高等師範学校文科入学。1899同校附属小学校訓導、以降教諭、助教授。留学後、東京高等師範学校教授。著者には『小学校教授の原理』『小学校教授の実際』『修身訓話』『修身撮要』『訓練撮要』『教育的美学』など

² 佐々木吉三郎『修身教授撮要』1902年7月、同文社

³ 佐々木吉三郎『修身教授撮要』1902年7月、同文社p. 46

⁴ 佐々木、前掲書pp. 48-50

⁵ 佐々木、前掲書pp. 52-53

⁶ 佐々木、前掲書pp. 53-55

⁷ 佐々木、前掲書pp. 56-57

⁸ 佐々木、前掲書pp. 57-60

⁹ 佐々木、前掲書pp. 61-62

¹⁰ 佐々木、前掲書pp. 63-65

¹¹ 佐々木、前掲書p. 89

¹² 佐々木、前掲書p. 91

¹³ 佐々木、前掲書p. 94

¹⁴ 佐々木、前掲書p. 96

¹⁵ 佐々木、前掲書pp. 97-98

¹⁶ 佐々木、前掲書p. 179

¹⁷ 佐々木、前掲書pp. 180-182

¹⁸ 佐々木、前掲書p. 182

¹⁹ 佐々木、前掲書p. 183

²⁰ 佐々木、前掲書pp. 183-185

²¹ 佐々木、前掲書p. 185

²² 佐々木、前掲書p. 186

²³ 佐々木、前掲書p. 191

²⁴ 佐々木、前掲書pp. 187-190

- ²⁵ 佐々木、前掲書pp. 191-192
²⁶ 佐々木、前掲書p. 193
²⁷ 佐々木、前掲書pp. 194-195
²⁸ 佐々木、前掲書p. 195
²⁹ 佐々木、前掲書pp. 198-199
³⁰ 佐々木、前掲書p. 200
³¹ 佐々木、前掲書pp. 205-206
³² 佐々木、前掲書pp. 208-210
³³ 佐々木吉三郎『訓練法撮要』上1903年9月、下12月、同文社